

6. ハラスメント関連

目次

6. ハラスメント関連	1
6.1 ハラスメントの実態	1
6.2 ハラスメントの防止策	5
6.3 研究室の閉鎖性について	9

6.1 ハラスメントの実態

提言概要	ハラスメントの実態を報告する
学生の意見	ハラスメントの実情を訴える内容
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究室の仕事の振り分けで私にタスクが一極集中し、胃潰瘍になりました。 ・ ある研究室の学生への執拗な嫌がらせは聞いていて非常に不快。 (個人が特定される恐れがあるため自由記述の一部は改変してあります。) (同様にハラスメントの実態を訴える意見が合計 12 件寄せられました。)
現状分析	<p>ハラスメント行為は、学生の生活や心身に著しく影響を及ぼす重要な問題です。この問題に対し、東工大においてもハラスメント相談窓口が設置され、学生や研究室への啓発活動が行われています。今回の学勢調査でも、前回、前々回同様、アカデミックハラスメント（アカハラ）、セクシャルハラスメント（セクハラ）、アルコールハラスメント（アルハラ）について実態調査を行いました。</p> <p>この 3 つのハラスメントのうち、依然としてアカハラに対して最も多い訴えがありました（図 6.1-1）。調査年度ごとのハラスメント被害者数の推移を見ると、アルハラに関しては若干の減少が見られ、「入学時(2005)に比べて状況が良くなっているの、防止策はうまくいっていると思います」という意見もあるように、改善の傾向が見られます。しかし、アカハラ、セクハラに関しては 2010 年度とほぼ変わらない結果となりました。</p> <p>ハラスメントに関しては、心理的不安定に加えて、体調不良や大学へ行けなくなるという実生活への影響も訴えられています（図 6.1-2）。アカハラはここでも被害を受けて影響を訴えた学生の割合が最も多く、強い影響力が伺えます。またアカハラ、セクハラ被害を経験した人で「死にたいと思う、自分を傷つけたくなる」と回答した人は 2 割を超え、これらのハラスメントによる学生への影響力の強さを示しています。</p>



6. ハラスメント関連

学勢調査 2010 以前との比較	現状分析をご参照ください
提言	東工大ではこれまでハラスメント相談窓口の設置、学生や研究室への啓発活動等の取り組みを行ってきました。しかし、被害者数の推移と学生に与える影響力の強さを鑑みると、より力を入れた取り組みを行う必要があります。次節で、その対策法について具体的に提言します。



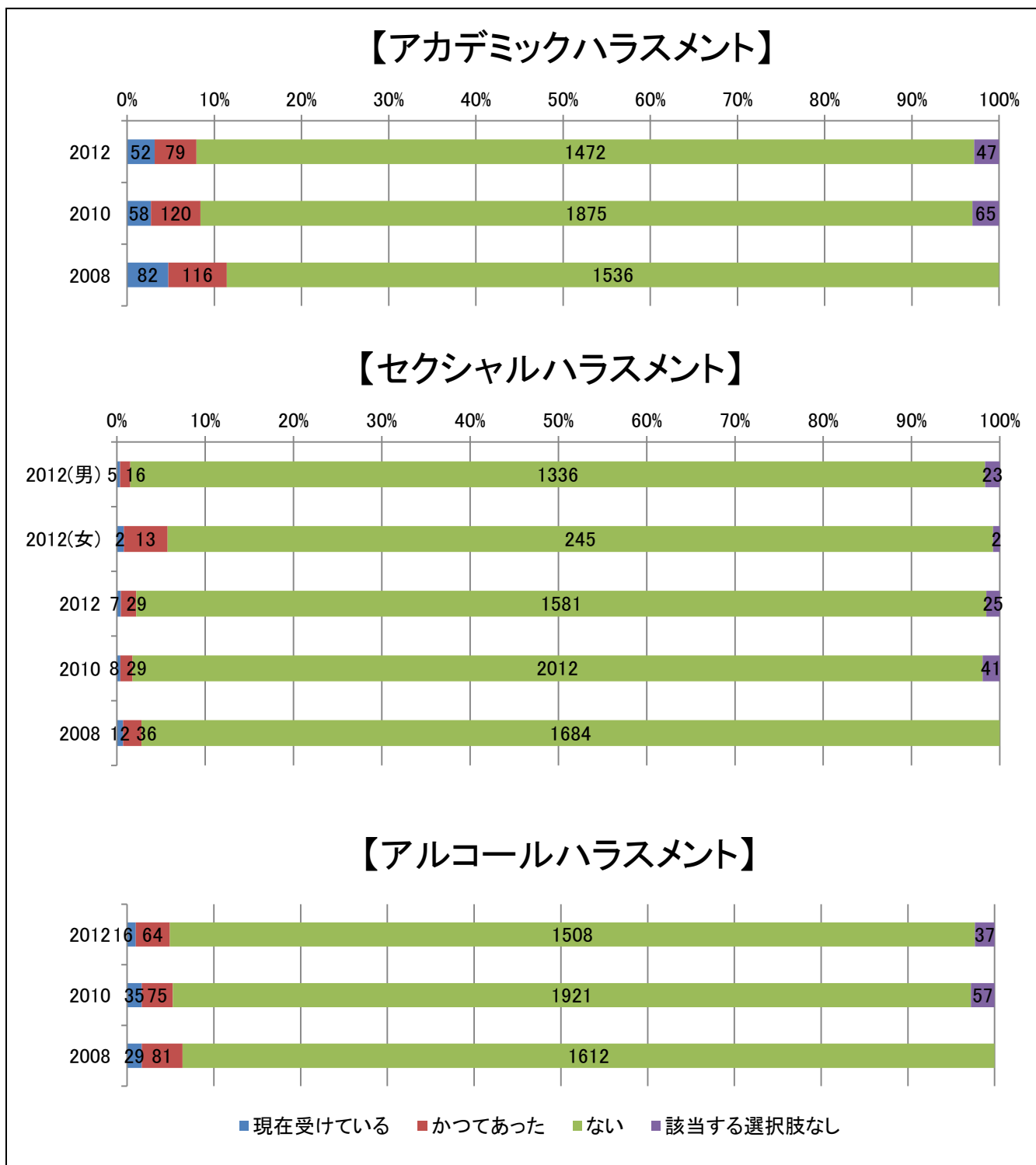
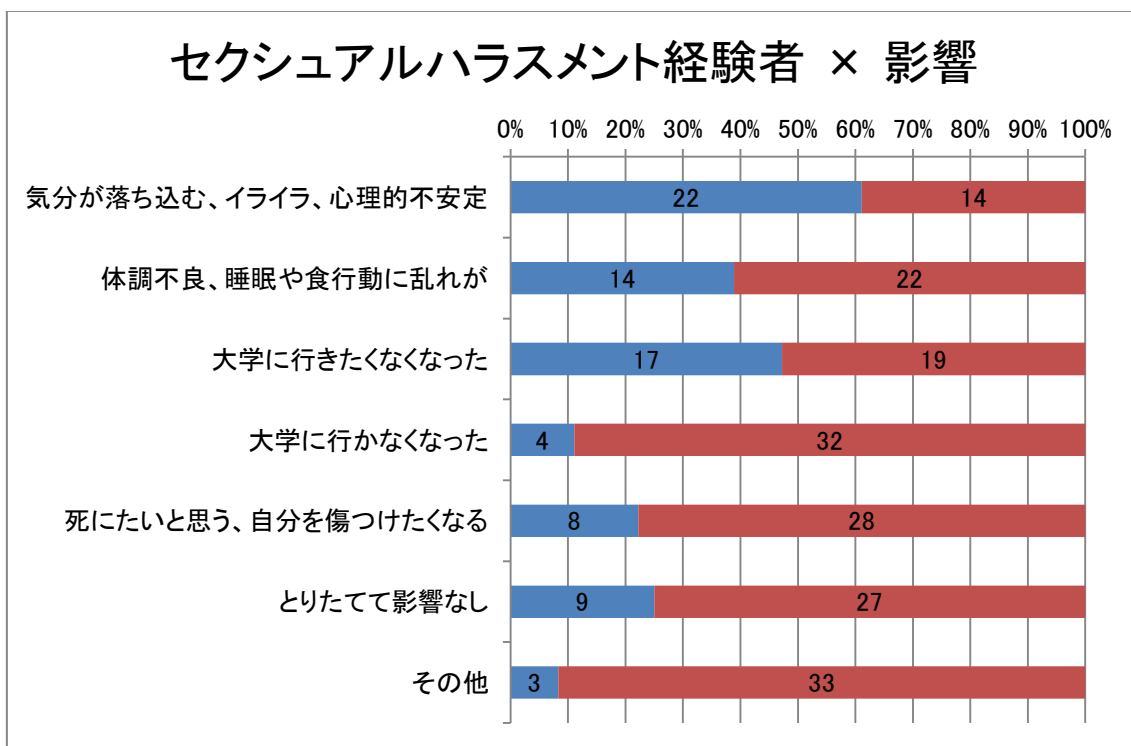
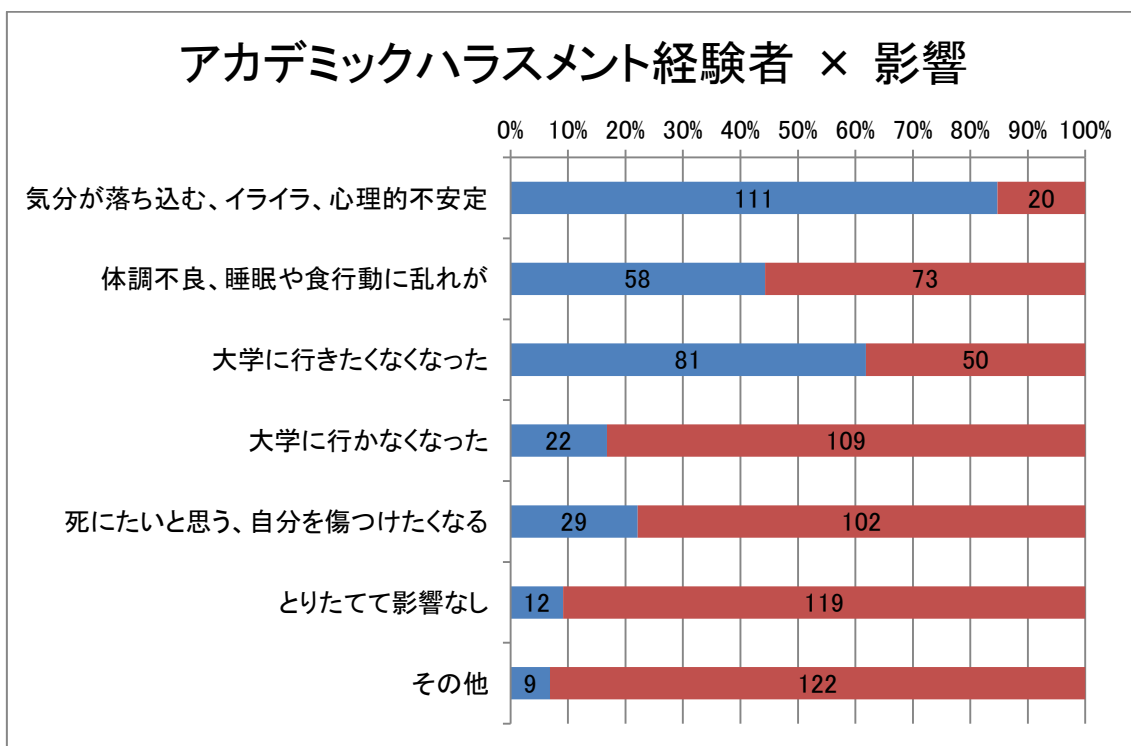


図 6.1-1 2012 年度と 2010, 2008 年度の各種ハラスメント被害者数の比較



6. ハラスメント関連



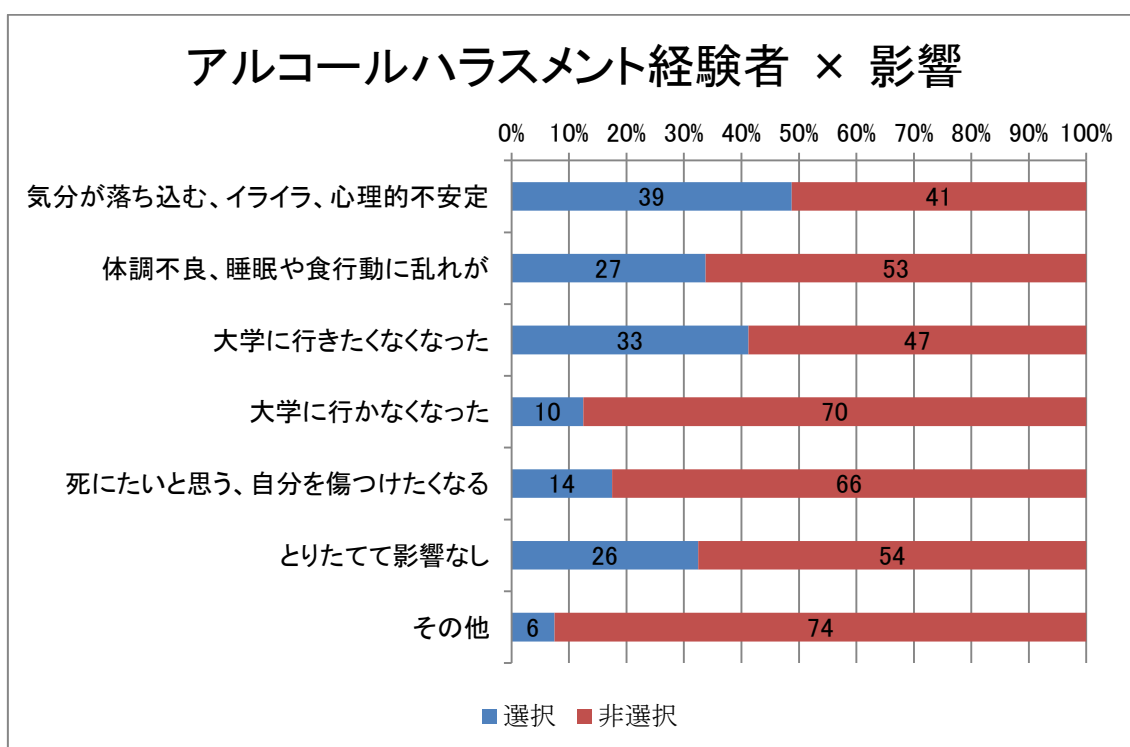


図 6.1-2 各種ハラスメントの被害に対する影響

6.2 ハラスメントの防止策

提言概要	ハラスメントの防止策の強化を提言する
学生の意見	ハラスメントの防止策を提案する内容
具体的意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ if harrasment happen, where to report? (相談制度の充実・改善・広報を求める意見が 22 件) ・ ハラスメントに対する意識強化 (特に教員に) (教員へのハラスメント防止指導を求める意見が 22 件) ・ 学生からの評価制度設立、罰則強化、教員に対して指導方法を講習する場の設置。 (教員への採用基準強化・厳罰化を求める意見が 16 件) ・ 他の研究室のゼミに気軽に参加できるなど、“学内で” オープンな環境になると良い防止策になるかと思います。 (研究室の閉鎖性の改善を求める意見が 9 件) ・ 定期的な外部機関の査察、アンケート調査などの実行などで現状を把握すべき。



6. ハラスメント関連

	<p>(ハラスメント実態調査の要望が 8 件)</p> <p>・ Girls even boys just need to be wise and know how to protect themselves.</p> <p>(学生へのハラスメントの定義、対策法の説明を求める意見が 7 件)</p> <p>ハラスメントの防止策に関してはのべ 131 件 (うち留学生は 8 件) の意見が寄せられました。</p> <p>アカハラに関しては上記以外にも、指導教員の権限を小さくする (3 件)、先生とのコミュニケーションを図る (2 件) などの対策が挙げられました。</p> <p>またアルハラについては、入学後のオリエンテーションで説明する・責任者への危険性の確認・罰則の強化など、全 12 件の意見が寄せられました。</p>
現状分析	<p>自由記述では、相談制度の改善を求める意見が 22 件と、前回 (2010) の学勢調査と同様最多でした。その一方、アカハラを「現在受けている」と答えた人の相談窓口の利用率は、学生相談室、カウンセラー、キャリアアドバイザーでは前回に比べ増加しました (図 6.2-1)。これは、前回の学勢調査を受け、相談窓口 HP の改修や新入生向け資料への情報の掲載等、広報の強化が行われたためと考えられます。しかし、それ以外の相談窓口の利用率の増加は見られませんでした。</p> <p>相談制度の改善を求める意見のうち、5 件は「対応を教職員が行うのは、どこかでリークがあるように思えてなかなか相談しづらい」「ピアサポートが最初の相談に乗る場所として機能すればと思います」等、現在の制度では利用し辛いという意見でした。広報活動に加えて、窓口の相談のしやすさが求められています。</p> <p>相談制度の改善と並んで最多だった教員への防止指導は、現在ハラスメント講習会が着任時及び年に 1 回以上行われています。現状の防止策には 1 件の「職員の方々も(過剰なくらい)配慮してくださっている」という一定の効果が伺える意見の一方で、「ハラスメントを繰り返す人は、実際に事が起こってからでないとその重大な悪質さを実感できないでしょう」等の防止の難しさも 12 件指摘がありました。</p> <p>これらの意見を踏まえ、教務課、学生支援課へのキャンパスミーティングで以下の質問を行いました。</p> <p>①各相談窓口では、相談内容に関して、相談員同士での情報共有などはされていますか？</p> <p>②ピアサポート制度を研究室所属の学生に拡張することはできますか？また、博士課程のサポーターを増やすことはできますか？</p> <p>③ピアサポーターとハラスメント相談室が連携することは可能でしょうか？</p>



	<p>④ハラスメントを行った教員に対し、罰則を強化することは可能でしょうか？</p> <p>⑤今後、定期的な実態調査を行う予定はありますか？</p> <p>回答は以下の通りです。</p> <p>①相談員の先生には守秘義務があり、相談内容を共有することはありませんのでご安心ください。また学生相談室の先生の待機予定表が学生相談室前およびHPに掲載してあるので、相談しやすい時間に来て下さい。(学生支援課・教務課)</p> <p>②ピアサポート制度にはどなたでも相談に来ることができますが、現在ピアサポーターには修士課程の方までしかいません。博士課程の方を増やすことに対しては、今後検討してみます。(学生支援課)</p> <p>③これまでピアサポーターではハラスメントの相談はあまり扱ってきませんでした。ハラスメントの相談は個人的かつ繊細な情報を含みますので、同じ学生であるピアサポーターが取り扱うには負担が大きいのではないのでしょうか。(学生支援課)</p> <p>④罰則の強化は、学生からハラスメントの報告がないと対応できません。対応を改善するためにも、まずは相談窓口へお越しく下さい。(学生支援課)</p> <p>⑤数年前から研究室環境の改善のために産業医による巡視と一斉ストレスチェックが行われています。今年度から内科医(特任教授)が着任したことによって体制が強化され、巡視時に実施される個別のストレスチェックもさらに活用されることになりました。(学生支援課)</p>
<p>学勢調査 2010 以前との比較</p>	<p>産業医による巡視の強化やストレスチェックの実施は、前回の調査で定期的な実態調査が提言されたことと符合する動きと考えられます。しかし、これらはハラスメントそのものへの調査ではないため、今後とも調査方法を検討していく必要があります。また前回の調査における学生へのハラスメントの定義・対策法の啓発の提言に対しても、啓発リーフレットが研究室へ送付されましたが、前回の調査同様、今回も自由記述での反応は見られませんでした。学生への啓発の方法に対してもさらなる検討が求められます。</p>
<p>提言</p>	<p>①相談窓口の間口の拡大</p> <p>相談窓口をより相談しやすく、解決への実行力があるものに変えることを提言します。具体的には、各相談員のハラスメント対応への理解の徹底、相談員の守秘義務の明示、教員以外の相談員の増加および広報、窓口のHPに相談員のメッセージを掲載することを提言します。</p> <p>②学生へのハラスメントの定義・対策法の啓発の強化</p> <p>仮にハラスメントを受けた場合、学生がそれをハラスメントと認識し、</p>



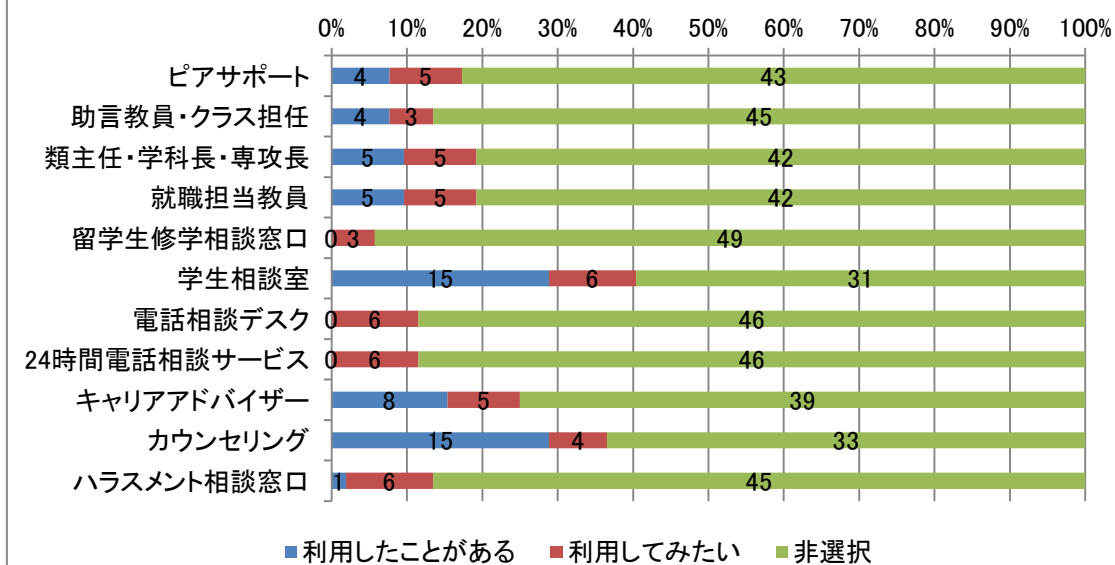
6. ハラスメント関連

それに対応する力を養うことも重要です。そこで、修士・博士入学時の対策講習会の施行、ハラスメントの基準や被害割合、対策法をポスターやHP上で公表することを提言します。

③閉塞的な研究環境の改善

ハラスメントの助長や公表の阻害の原因となる閉鎖的な研究環境の改善を提言します。次節で具体的な提言を行います。

アカデミックハラスメント_現在受けている× 相談窓口(2012)



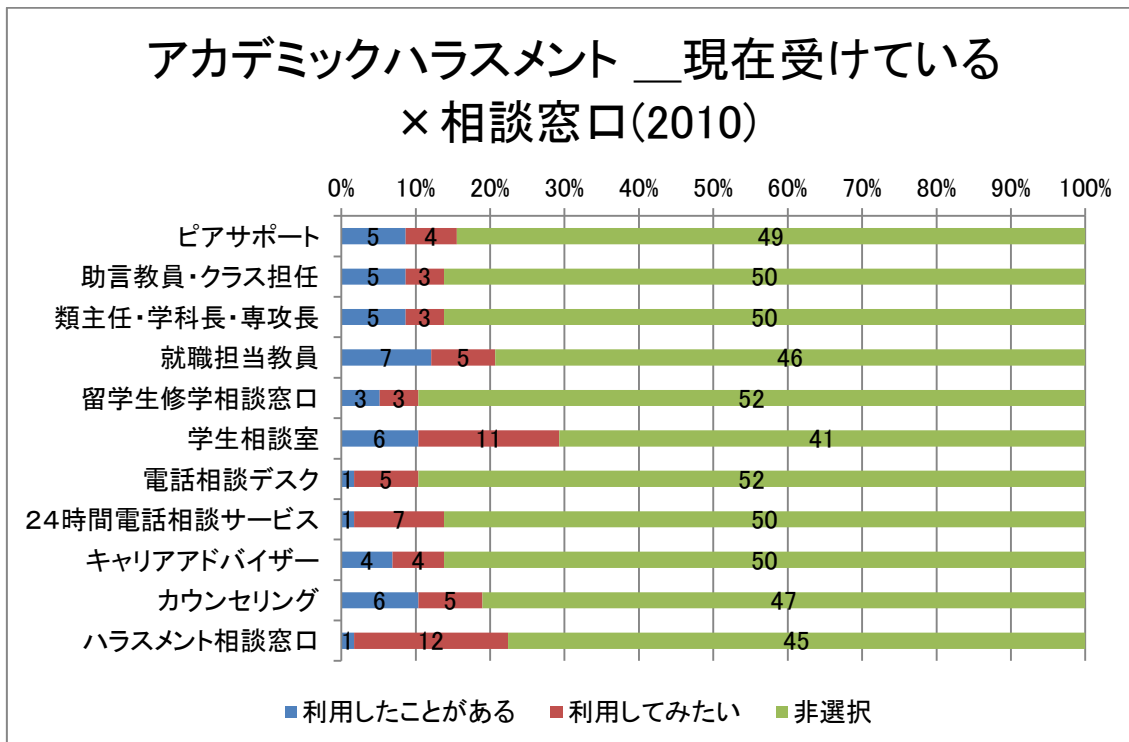


図 6.2-1 アカハラを「現在受けている」と回答した人の相談窓口利用率(2012, 2010 年度)

6.3 研究室の閉鎖性について

提言概要	研究室の閉鎖性について
学生の意見	研究室の閉鎖性を改善して欲しい
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻は人間関係が閉鎖的です。なんとかして下さい。 (同様の意見が計 6 件寄せられました) ・ 学部生には様々なケアがあるが、修士、博士と進むごとに放置状態になっていく。案外に多い博士課程のドロップアウトを防ぐため、そのノウハウをより積極的に用いてもいいのではないか。
現状分析	<p>研究室の閉鎖性を問題視する意見が 6 件挙げられました。</p> <p>研究室では、コミュニティの規模の小ささや年次の増加に伴う研究時間の増加 (図 6.3-1) から、どうしても相談できる人が少なくなり、研究室外との関わりが減少しがちです。この閉鎖性によってアカデミックハラスメントなどの研究室内の問題が起りやすくなっているという意見も 9 件寄せられました。</p> <p>研究室内の閉鎖性を解消、かつ研究室内の問題を解決しやすくするために、研究室間の交流を望む意見が 5 件、リフレッシュルームの増設等、施</p>



6. ハラスメント関連

	<p>設の改善を望む意見が3件寄せられました。</p> <p>これらの意見を踏まえ、教務課、学生支援課へのキャンパスミーティングで以下の質問を行いました。</p> <p>①閉鎖的な研究環境を改善する策は何か予定されていますか？</p> <p>②現在、博士向けの交流会等のイベントがありましたら教えてください。</p> <p>③リフレッシュルームや議論スペースを増設することはできますか？</p> <p>回答は以下の通りです。</p> <p>①異なる研究室での、複数指導教員制度を取り入れていきたいと考えています。形骸化を防ぐためにどうすべきか、これから検討を行っていきます。 (教務課)</p> <p>②博士だけではなく、女性研究者向けのガールズトークが有志で行われています(学生支援課)。以前行っていたソフトボール大会のように、スポーツ大会等を企画して人脈を増やしてみてもはどうでしょうか。 (教務課)</p> <p>③図書館跡にできる新しい建物に、リフレッシュルームを増設できないか交渉しているところです。また来年度から講義室を授業時間外に休憩室として開放する予定ですので、自由に使えるスペースは増えるはずです。 (教務課)</p>
<p>学勢調査 2010 以前との比較</p>	<p>前回の調査でも、専攻間・研究室間の交流を求める意見が5件挙げられており、公開セミナーの広報強化が提言されています。</p>
<p>提言</p>	<p>研究室から距離を置くと共に、研究室以外の人とも交流できる、リフレッシュルームや議論スペースの増設を提言します。他研究室の人と接することにより、気分転換や外部への相談が可能になり、人間関係等の問題解決に繋がると期待されます。それと共に、学生側でも自ら企画を行うなど、研究室外と交流する積極的な態度が必要と考えられます。また、リフレッシュルーム増設や博士向けの交流会の開催には教員組織との連携も重要です。これらの問題について議論を行えるような、教育推進室をはじめとする教員組織との意見交換の機会を設けることを提言します。</p>



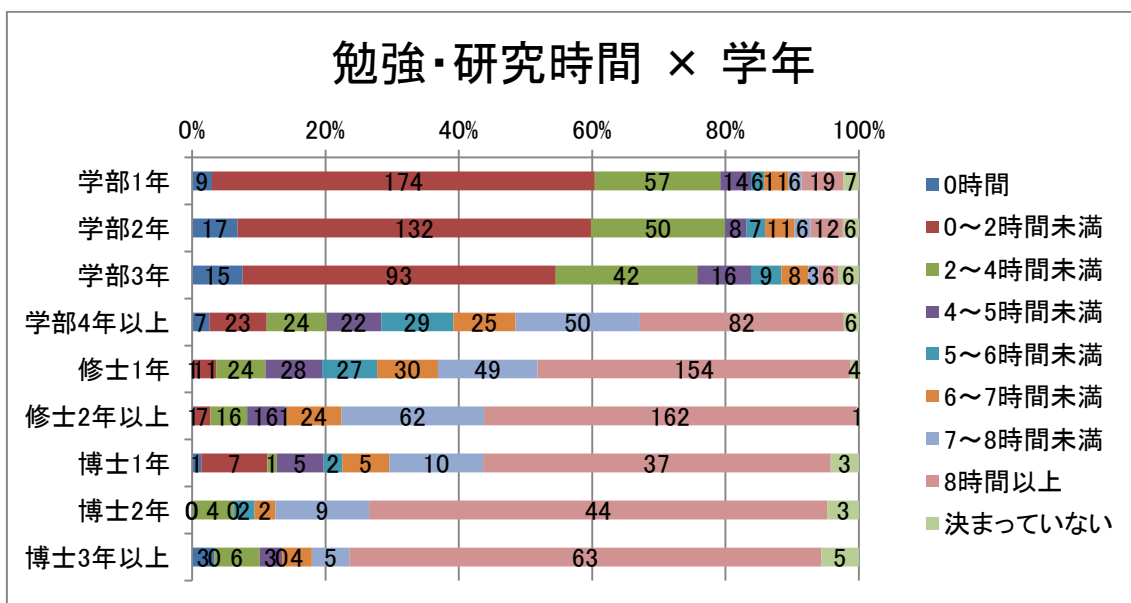


図 6.3-1 学年別の勉強・研究時間

